層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方を非課税としようとする制度である。

非課税限度額の水準は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額の水準を勘案して設定してきたところである。生活扶助基準については、近年の物価の変動等を勘案し、必要な適正化を図ることとされ、平成25年８月より３年間で段階的に引き下げることとなった。

非課税限度額については、現時点での生活扶助基準額が、平成26年４月の消費税率引上げ分の影響が加味されたものではないこと、３年かけて段階的な引下げが行われる経過措置的な期間にあること等を踏まえ、制度の安定性にも配慮しつつ、その適切な水準について検討すべきである。

7　その他

⑴　航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税は、航空機騒音による障害防止対策や空港周辺整備の問題に対応するため、航空機燃料税の一定割合を空港関係自治体に譲与し、空港対策の財源の充実確保を図るものである。

平成23年度税制改正において、平成23年度から平成25年度までの間、航空機燃料税の税率を引き下げる特例措置が講じられたが、これに伴う地方の減収が生じないように、譲与割合が13分の２から９分の２に引き上げられている。

今年度末に税率の特例措置が期限切れになるため、関係省庁から特例措置の延長要望が出されているが、航空機燃料譲与税は空港関係自治体の貴重な財源となっていることから、地方の減収が生じないようにすべきである。

航空機燃料譲与税の騒音世帯数割の算定に用いられている「航空機騒音に係る環境基準」（環境省告示）で定められた評価指標が、ＷＥＣＰＮＬ（通称「W値」）からLdenに変更された。

これに伴い、騒音世帯数割の対象団体、騒音世帯数が減少し、現行の譲与基準のままでは譲与税の配分が大きく変動し、一部の団体に譲与税収が集中してしまうこと、昨今は空港対策事業に占める空港関連施設整備費の割合が大きくなっていることを踏まえ、譲与基準について、着陸料割の譲与割合を増やす方向で見直すべきである。

⑵　指定都市への事務移譲に伴う措置

指定都市は他の市町村と比較して特に規模が大きく、能力も高いことから、現行でも様々な事務が都道府県から指定都市に移譲されている。都道府県と指定都市との間で指摘されている「二重行政」を解消するため、指定都市が処理できる事務については、できるだけ指定都市に移譲することが望ましい。

その際に、事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討すべきである。

今月14日に、指定都市側と関係道府県側の間において、県費負担教職員の給与負担等について、道府県から指定都市へ移譲することに合意した。また、この事務移譲に伴う財政措置として、個人住民税所得割の２％を道府県から指定都市に税源移譲するとしている。今後、合意内容に沿った措置を適時、適切に行うべきである。

おわりに

政府は、デフレからの早期脱却と経済再生を実現すべく、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」からなる「三本の矢」を一体として強力に推進している。その成果は徐々に発現しつつあるが、景気回復の実感は、いまだ全国津々浦々まで届いていない。

地域の再生なくして日本の再生はない。地方自治体は、厳しい財政状況の中で、地域経済の活性化に懸命に取り組んでいる。自らの発想で特色を持った地域づくりができるようにするためには、その基盤となる地方税源を充実させるなど、地方税の原則に沿った税体系を構築することが必要である。

今後の地方税制改正に当たっては、本意見で述べた地方税の原則に沿った議論が行われ、地方税のあるべき姿を実現するよう期待する。

告　　示

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年１月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 26 年１月 20 日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

記

１．制定された日本工業規格

測定用，制御用及び試験室用電気機器の安全性―第２―30部：試験及び測定回路に対する個別要求事項	C1010―２―30
適合性評価―マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項―第２部：環境マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項	Q17021―２
適合性評価―マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項―第３部：品質マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項	Q17021―３
適合性評価―製品認証の基礎及び製品認証スキームのための指針	Q17067
真空技術―真空計―熱陰極電離真空計の仕様の表記法	Z8129

２．改正された日本工業規格

保温保冷工事施工標準	A9501
燃料油メーター―取引又は証明用第４部：定置燃料油メーター，大型車載燃料油メーター及び簡易燃料油メーター	B8572―４
ハンドトラック	B8920
パレタイザ及びデパレタイザ	B8951
測定用，制御用及び試験室用電気機器の安全性―第１部：一般要求事項	C1010―１
絶縁抵抗計	C1302
製品規格で環境課題を記述するための作成指針	Q0064
容量表示付きガラス製びん（壜）	S2350
木箱用語	Z0107
木箱の構造	Z1402
鋼製ドラムのリユース及びリサイクル処理作業における要求事項	Z1641

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年１月20日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 26 年１月 20 日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

記

確認された日本工業規格

標準物質に関連して用いられる用語及び定義	Q0030
標準物質―認証書及びラベルの内容	Q0031
化学分析における校正及び認証標準物質の使い方	Q0032
認証標準物質の使い方	Q0033
標準物質―認証のための一般的及び統計的な原則	Q0035
製品認証機関に対する一般要求事項	Q0065
品質システム審査登録機関に対する一般要求事項	Z9362